

議案第 9 3 号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正に
ついて

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

大口町スポーツ施設の使用料

施設名 利用者区分 使用料及び 利用時間	大口町野球グラウンド	大口町テニスコート
	町内	町内（一面）
午前7時30分から 午前9時30分まで	円 610	円 300
午前9時30分から 午前11時30分まで	610	300
午前11時30分から 午後1時30分まで	610	300
午後1時30分から 午後3時30分まで	610	300
午後3時30分から 午後5時30分まで	610	300
午後5時30分から 午後7時30分まで	610	300

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。

2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。

3 11月から翌年2月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

大口町屋内運動場の使用料

区分	時間	1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時)
運動場使用料		510円
照明使用料		250円

備考

1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。

2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第13条関係）

大口町スポーツ施設の利用料金

施設名	大口町総合運動場		わかしゃち国体記念運動公園	河北グラウンド	秋田グラウンド
	テニスコート	多目的運動場			
利用者区分	町内(一面)	町内	町内	町内	町内
利用料金及び利用時間					
午前7時30分から午前9時30分まで	円 300	円 610	円 610	円 610	円 610

午前9時30分から 午前11時30分まで	300	610	610	610	610
午前11時30分から 午後1時30分まで	300	610	610	610	610
午後1時30分から 午後3時30分まで	300	610	610	610	610
午後3時30分から 午後5時30分まで	300	610	610	610	610
午後5時30分から 午後7時30分まで	300	610	610	610	610
午後7時30分から 午後9時30分まで	300	610			

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料金は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の利用料金は、表に定める額の2倍とする。
- 3 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第13条関係）

大口町総合運動場夜間照明施設利用料金

施設名	単位	利用料金
多目的運動場	1時間	2,110円
テニスコート	1時間（1面）	300円

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料金は、表

に定める額の2倍とする。

2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の利用料金は、表に定める額の2倍とする。

3 夜間照明施設の利用時間は、午後4時30分から午後9時30分までとする。

4 夜間照明施設の利用時間が、天候により1時間に満たない場合の当該施設の利用時間は1時間とする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表第 2（第 1 3 条関係）		
大口町スポーツ施設の使用料		
施設名 利用者 区分	大口町野球グラウンド	大口町テニスコート
使用料及び利用時間	町内	町内（一面）
午前 7 時 3 0 分から	円	円
午前 9 時 3 0 分まで	6 1 0	3 0 0
午前 9 時 3 0 分から	6 1 0	3 0 0
午前 1 1 時 3 0 まで		
午前 1 1 時 3 0 から	6 1 0	3 0 0
午後 1 時 3 0 分まで		
午後 1 時 3 0 分から	6 1 0	3 0 0
午後 3 時 3 0 分まで		
午後 3 時 3 0 分から	6 1 0	3 0 0
午後 5 時 3 0 分まで		
午後 5 時 3 0 分から	6 1 0	3 0 0
午後 7 時 3 0 分まで		
備考		
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
3 1 1 月から翌年 3 月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前 7 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。		

旧

別表第 2（第 13 条関係）

大口町スポーツ施設の使用料

施設名 利用者 区分 使用料及び利用時間	大口町野球グラウンド	大口町テニスコート
	町内	町内（一面）
午前 7 時 3 0 分から	円	円
午前 9 時 3 0 分まで	6 0 0	3 0 0
午前 9 時 3 0 分から	6 0 0	3 0 0
午前 1 1 時 3 0 まで		
午前 1 1 時 3 0 から	6 0 0	3 0 0
午後 1 時 3 0 分まで		
午後 1 時 3 0 分から	6 0 0	3 0 0
午後 3 時 3 0 分まで		
午後 3 時 3 0 分から	6 0 0	3 0 0
午後 5 時 3 0 分まで		
午後 5 時 3 0 分から	6 0 0	3 0 0
午後 7 時 3 0 分まで		
午後 7 時 3 0 分から	＝	＝
午後 9 時 3 0 分まで		

備考

- (1) 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。
- (2) 1 1 月から翌年 3 月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前 7 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

新							
別表 3（第 13 条関係）							
大口町屋内運動場の使用料							
<table border="1"> <tr> <th>区分 \ 時間</th><th>1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)</th></tr> <tr> <td>運動場使用料</td><td>5 1 0 円</td></tr> <tr> <td>照明使用料</td><td>2 5 0 円</td></tr> </table>	区分 \ 時間	1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)	運動場使用料	5 1 0 円	照明使用料	2 5 0 円	
区分 \ 時間	1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)						
運動場使用料	5 1 0 円						
照明使用料	2 5 0 円						
備考							
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。 3 1 1 月から翌年 3 月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前 7 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。							

旧							
別表 3（第 13 条関係）							
大口町屋内運動場の使用料							
<table border="1"> <tr> <th>区分 \ 時間</th><th>1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)</th></tr> <tr> <td>運動場使用料</td><td>5 0 0 円</td></tr> <tr> <td>照明使用料</td><td>2 5 0 円</td></tr> </table>	区分 \ 時間	1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)	運動場使用料	5 0 0 円	照明使用料	2 5 0 円	
区分 \ 時間	1 時間当たりの町内利用者の使用料 (午前 8 時から午後 9 時まで)						
運動場使用料	5 0 0 円						
照明使用料	2 5 0 円						
備考 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。							

別表第4（第13条関係）

大口町スポーツ施設の利用料金

施設名 大口町総合運動場 テニスコート 多目的運動場 わかしゃち国 体記念運動公 園 河北グラウ ンド 秋田グラウ ンド	大口町総合運動場		わかしゃち国	河北グラウ	秋田グラウ
	テニスコート		体記念運動公	ンド	ンド
	園				
利用者 区分	町内 (一面)	町内	町内	町内	町内
利用料金及び 利用時間					
午前7時30分から 午前9時30分まで	円 300	円 610	円 610	円 610	円 610
午前9時30分から 午前11時30分まで	300	610	610	610	610
午前11時30分から 午後1時30分まで	300	610	610	610	610
午後1時30分から 午後3時30分まで	300	610	610	610	610
午後3時30分から 午後5時30分まで	300	610	610	610	610
午後5時30分から 午後7時30分まで	300	610	610	610	610
午後7時30分から 午後9時30分まで	300	610			

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料金は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の利用料金は、表に定める額の2倍とする。
- 3 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第4（第13条関係）

大口町スポーツ施設の利用料金

施設名 大口町総合運動場 テニスコート 多目的運動場 わかしゃち国 体記念運動公 園 河北グラウ ンド 秋田グラウ ンド	大口町総合運動場		わかしゃち国	河北グラウ	秋田グラウ
	テニスコート		体記念運動公	ンド	ンド
	園				
利用者 区分	町内 (一面)	町内	町内	町内	町内
利用料金及び 利用時間					
午前7時30分から	円	円	円	円	円
午前9時30分まで	300	600	600	600	600
午前9時30分から	300	600	600	600	600
午前11時30分まで					
午前11時30分から	300	600	600	600	600
午後1時30分まで					
午後1時30分から	300	600	600	600	600
午後3時30分まで					
午後3時30分から	300	600	600	600	600
午後5時30分まで					
午後5時30分から	300	600	600	600	600
午後7時30分まで					
午後7時30分から	300	600	＝	＝	＝
午後9時30分まで					

備考

- (1) 町外者が利用する場合の使用料については、町内利用料金の倍額とする。
- (2) 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

新		
別表第 5（第 13 条関係）		
大口町総合運動場夜間照明施設利用料金		
施設名	単位	利用料金
多目的運動場	1 時間	2, 1 1 0 円
テニスコート	1 時間（1 面）	3 0 0 円
備考		
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の利用料金は、表に定める額の 2 倍とする。		
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の利用料金は、表に定める額の 2 倍とする。		
3 夜間照明施設の利用時間は、午後 4 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとする。		
4 夜間照明施設の利用時間が、天候により 1 時間に満たない場合の当該施設の利用時間は 1 時間とする。		

旧		
別表第 5（第 13 条関係）		
大口町総合運動場夜間照明施設利用料金		
施設名	単位	利用料金
多目的運動場	1 時間	2, 0 6 0 円
テニスコート	1 時間（1 面）	3 0 0 円
備考		
(1) 町外者が利用する場合の利用料金については、町内利用料金の倍額とする。		
(2) 夜間照明施設の利用時間は、午後 4 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとする。		
(3) 夜間照明施設の利用時間が、天候により 1 時間に満たない場合の当該施設の利用時間は 1 時間とする。		

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町スポーツ施設の使用料及び利用料金について改正をするものです。

併せて、別表の内容を精査し、記載内容等の整理を行います。

2 改正の概要

(1) 利用料金関係

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町スポーツ施設の使用料及び利用料金について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料及び利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

(2) 記載内容等の整理

大口町野球グラウンド及び大口町テニスコートについては、利用時間は午後7時30分までであるため、別表第2の午後7時30分から午後9時30分までの項を削ります。

各別表において、備考の記載事項が不明瞭であるため、明確に規定します。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。